

第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画について

1 趣旨

子ども・子育て支援法において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に行われるよう、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

第2期事業計画が今年度末で終期を迎え、令和7年度を始期とする「第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があることから、諮問に基づき、子ども・子育て会議において審議するものです。

2 計画期間

令和7年度～令和11年度

3 今後のスケジュール

年月(予定)	スケジュール
令和6年12月中旬	庁内照会
令和6年12月25日	第2回子ども・子育て会議において第3期事業計画素案の審議
令和6年12月26日～ 令和7年1月20日	パブリックコメント実施
令和7年2月19日	第3回子ども・子育て会議において第3期事業計画最終案の審議
令和7年2月下旬	答申書を提出

4 第2期事業計画との主な変更点

事業計画については、子ども・子育て支援法第61条において、国が示す基本指針に即して計画を定めることとされており。

今年度、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の改正及び令和7年に施行される基本指針が改正されたことにより、以下の事業が地域子育て支援事業へ追加されました。

追加事業

- ①子育て世帯訪問支援事業
- ②妊婦等包括相談支援事業
- ③児童育成支援拠点事業
- ④親子関係形成支援事業
- ⑤産後ケア事業
- ⑥乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

※事業概要については、資料1-2へ記載。

5 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)の考え方

(1)量の見込み

①算出方法

- ア 国で示す全国一律の参酌標準(参考とするべき基準)で算出。
- イ 必要に応じて当市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出。

②推計児童数

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	816	793	769	745	725
1歳	767	815	791	768	743
2歳	825	768	815	791	768
3歳	882	822	764	812	788
4歳	1,005	887	827	769	816
5歳	980	1,000	882	823	765
6歳	1,040	979	999	882	822
7歳	1,134	1,039	980	999	881
8歳	1,209	1,137	1,043	982	1,002
9歳	1,137	1,204	1,133	1,038	979
10歳	1,191	1,137	1,204	1,133	1,038
11歳	1,224	1,195	1,141	1,209	1,137
12歳	1,138	1,221	1,193	1,137	1,206
13歳	1,209	1,139	1,222	1,195	1,139
14歳	1,236	1,211	1,142	1,225	1,196
15歳	1,279	1,230	1,205	1,135	1,218
16歳	1,291	1,287	1,237	1,212	1,141
17歳	1,300	1,297	1,292	1,242	1,217

市町村人口推計
(コーホート法のセンサス変化率法による推計)

(2)確保方策

- 原則として、毎年度「量の見込み」を充足できるよう「確保方策」を設定。
- ※確保方策が量の見込みを下回る事業もあるが、事業ごとに内容を記載。